

1. 開催目的

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)については、平成19年に改正され、平成20年4月1日より施行されているが、同法の一部を改正する法律(平成19年法律第72号)附則第7条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

現在、改正パートタイム労働法の施行後3年目を迎えていること等から、この間の施行状況を含め、国内におけるパートタイム労働の実態を把握するとともに課題を整理しつつ、今後のパートタイム労働対策について検討を行うため、「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催する。

2. 参集者

	浅倉 むつ子	早稲田大学大学院法務研究科教授
○	今野 浩一郎	学習院大学経済学部教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	権丈 英子	亜細亜大学経済学部准教授
	佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
	水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	山川 隆一	慶應義塾大学法科大学院教授

(敬称略、五十音順)

(○は座長)

3. 検討事項

- (1) パートタイム労働の実態
- (2) パートタイム労働の課題
- (3) 今後のパートタイム労働対策

4. 検討状況

平成23年2月 3日 第1回

3月 7日 第2回

3月30日 第3回(予定)

※平成23年夏頃を目途に取りまとめ予定

研究会で議論していただく論点（案）

- 1 通常の労働者との間の待遇の異同
 - ・ 職務の価値
- 2 待遇に関する納得性の向上
 - ・ 労使の意見
- 3 教育訓練
- 4 通常の労働者への転換の推進
- 5 パートタイム労働法の実効性の確保
- 6 その他
 - ・ パートタイム労働を多様な働き方の一類型として活用する方策
 - ・ 税制、社会保険制度等関連制度
 - ・ フルタイム無期契約労働者の取扱い

※ なお、論点は、相互に関連していることに留意が必要である。